区連会 5 月定例会説明資料 令 和 7 年 5 月 2 0 日 港 北 区 福 祉 保 健 課

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和7年12月1日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了 に伴う一斉改選を行います。

令和7年2月の市連会定例会にてご報告させていただきました民生委員・児童委員の 負担軽減・活動支援策についても、順次、取組みを進めてまいりますので、各地区推薦準 備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会 町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会(<u>今回から再任委員の</u> みの場合は省略可)を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会(<u>今回から再任委員</u> のみの場合は省略可)を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出
- ※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

<手続きの流れ>

	自治会町内会	地区連合町内会				
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員				
推薦人の 選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委 員協議会の代表の方を含め、5人か ら 10 人以内の推薦人を選任してく ださい。	・地区連合町内会、地区民生委員児童 委員協議会の代表の方を含め、5人 から 10 人以内の推薦人を選任して ください。				
推薦準備会 の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が 必要です。自治会町内会、地区民生 委員児童委員協議会の代表の方は 必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生 委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。				
開催時期	6月から8月にかけて、各地区で開催をお願いします。 ※具体的な推薦手続については、5~6月に各区福祉保健課から自治会町内会 長、地区連合町内会長あてご案内いたします。					
書類の提出	候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区福祉保健課にご提出ください。					
委嘱日	令和7 (2025) 年 12 月 1 日					

4 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

(1) 地区で推薦準備会※を開催し、協議のうえ候補者を推薦してください。

【負担軽減・活動支援策】

※令和7年12月の一斉改選より、以下の条件を満たしたとき、(連合)地区推薦準備会の設置 を省略することが可能(設置も可能)となります。なお、民生委員で候補者が年齢要件の特例 に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、地区推薦準備会の設置を省略することが可能

- ① 全候補者が現任の民生委員(主任児童委員)で健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ② 自治会町内会等(地区連合自治会町内会等)の代表が現任の民生委員(主任児童委員)を 候補者として推薦することに同意している
- ③ 地区民児協の代表が現任の民生委員(主任児童委員)を候補者として推薦することに同意している
- (2) 候補者の選考にあたっては、資格要件(適任者、年齢要件、居住要件(資料4参照)) をご確認ください。

【年齢要件の特例について】

- ※民生委員については、令和7年12月の一斉改選より、<u>候補者の選出が困難な場合に限り、</u> 1期(3年間)のみを再任期間として、75歳以上の方とすることができます。(条件あり) 【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。
 - ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない
 - ②自治会町内会の代表(会長)の同意がある
 - ③地区民児協の代表(会長)の同意がある
- ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める
- (3) 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御 説明をお願いします。
- (4) 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会(地区連合町内会)の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について、他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

5 チラシのご活用について(資料 6)【負担軽減・活動支援策】

民生委員・児童委員をご紹介するチラシ「やってみませんか?民生委員・児童委員」を 令和7年1月に作成しました。候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

6 バトンタッチサポーター(仮称)について(資料7)【負担軽減・活動支援策】 令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、 不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター(仮称)制度を導入します。

7 添付資料

- (1) 令和7年 民生委員·児童委員、主任児童委員推薦関係日程(資料1)
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦(委嘱)の手続図(資料2)
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動(資料3)
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続(資料4)
- (5) 令和6年12月1日現在民生委員・児童委員、主任児童委員現員数 一覧(資料5)
- (6) 「やってみませんか?民生委員・児童委員」チラシ(資料6)
- (7) バトンタッチサポーター (仮称) 制度について (資料7)

担当:港北区福祉保健課運営企画係 枇榔(びろう)、清水、谷川

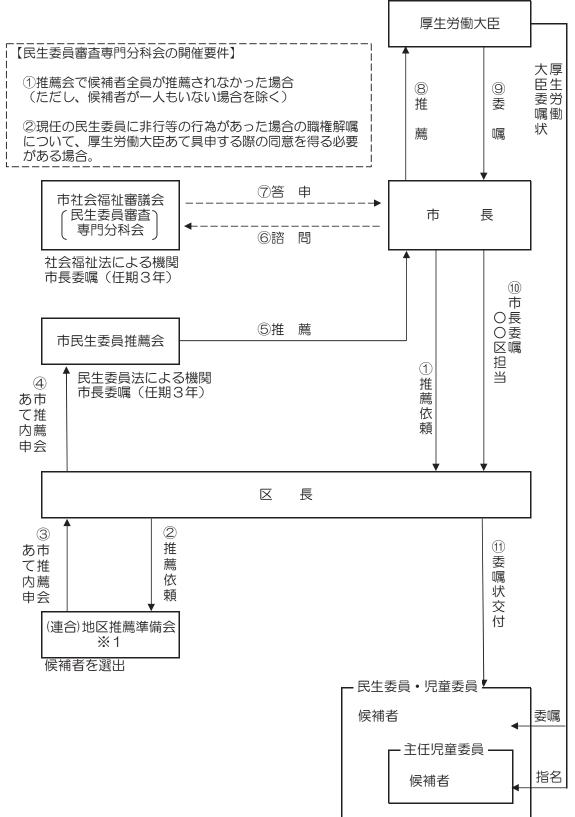
TEL: 540-2339, FAX: 540-2368

Email: ko-minkyo@city.yokohama.lg.jp

令和7 (2025) 年 民生委員·児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和7(2025)年12月1日付け委嘱者					
		①民生委員·児童委員:一斉改選					
②主任児童委員:一斉改選							
任期・・・令和7(2025)年12月 1日から							
		全期・・・予和 7 (2025) 年 1 2 月 1 日から 令和10 (2028) 年 1 1 月 3 0 日まで					
	上旬	_{ТЛ} Н10 (2020) +11ЛЗОЦК (
2 月	中旬						
月	下旬						
	上旬						
3 月	中旬						
H L	下旬						
4	上旬						
月	中旬						
	下旬 上旬						
5 月	中旬	市連会協力依頼					
月		区連会協力依頼					
C	上旬	連合・地区へ推薦依頼					
6 月	中旬						
	下旬						
7	上旬	(本人,地区拼酶潍港)					
月	中旬下旬	連合・地区推薦準備会開催					
	上旬						
8 月	中旬						
77		ノ 区より市推薦会に候補者内申					
9	上旬						
9 月	中旬						
	下旬 上旬						
10	中旬						
月	下旬	市推薦会、市審査会開催					
11	上旬	厚生労働大臣あて推薦					
月	中旬						
	下旬	A T. = (000=) (200 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100 - 100					
12	上旬中旬	令和7(2025)年12月1日付け委嘱					
月	下旬						
	, .5						

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



※1 全ての候補者が現在の民生委員(主任児童委員)で、自治会町内会等(地区連合自治会町内会等)の 代表及び地区民児協の代表が、現在の民生委員(主任児童委員)を候補者として再び推薦することに同意し ている場合は、(連合)地区推薦準備会の設置を省略することができます。なお、民生委員については、候

補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置は省略できません。

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

○厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の 地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- ○民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に 関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザ などの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000人の方が活動しています。
- ○主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。 地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児 童問題について取り組んでいます。市内で約500人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- ○日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方 などを把握します。
- ○地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要 に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- ○活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- ○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- ○主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との 連絡・調整を行います。
- ○民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- ○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【活動費の支給・会費負担】

- ○給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 〇民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員 となり、会費をご負担いただきます。(※活動費と会費負担については詳細裏面)

【秘密を守る義務があります】

○民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、 委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

○すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員 児童委員協議会(地区民児協)に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、 日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70, 200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際 にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給 します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 8,200 円 (令和7年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・ 情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

【会費の内訳・使途】

① 令和7年度横浜市民生委員児童委員協議会理事会等で議決された額

項目	金額 (円)			
市民児協会費	2, 180	主に、区・地区民児協事業費に充当		
市民協互助事業会費	1, 600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰 労金等(互助事業給付金)に充当		
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当		
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金(全民児連 事業費)に充当		
全国互助共励会費	1, 900	全民児連の互助事業(民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給)と共励事業(委員活動に必要な資料の作成配布等)に充当		
関ブロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費 (関ブロ民連事業費)に充当		
横浜市社会福祉協議会会費	1, 000	市社会福祉協議会会費(主に市社協の法人運営、 「福祉よこはま」作成等事業費)に充当		
市民児協会費 計	7, 500			

②港北区社会福祉協議会会員規定で定められた額

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件 ①適任者 ②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日	□ 要件に当てはまる方を選任してく □ ・ 民生委員・児童委員(主任児童 □ き、円満な常識を持ち、健康	(である方 おり、地域の方が気軽に相談に行 し適正な管理ができる方 ・新任 (昭和 45 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、58 歳(昭 和 41 年 4 月 2 日以降出生)までの方 とすることが可能です。
③居住要件	原則、担当地域	内に居住する方 「
2. 任期	 3年 令和 10 年 (2028 	

3. 推薦主体

地区推薦準備会

連合地区推薦準備会

①設置の単位

主に自治会町内会を単位とします。

(地区民児協を単位とします。)

主に地区連合町内会を単位します。

②構成

推薦人5~10人

推薦人5~10人

③構成員 (推薦人)

自治会町内会の代表、地区民児協の 代表、その他地域住民の福祉等に関 係のある方

※自治会町内会の代表と地区民児 協の代表は、地区推薦準備会に必ず 出席してください。 地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方

※地区連合町内会の代表と地区民 児協の代表は、連合地区推薦準備会 に必ず出席してください。

■ 地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地 区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。

民生委員·児童委員、主任児童委員共通

4.地区推薦準備 会、連合地区推薦 準備会開催

令和7年12月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員(主任児童委員)で、自治会町内会等の代表(地区連合自治会町内会等)及び地区民児協の代表が、現任の民生委員(主任児童委員)を候補者として推薦することに同意する場合は、地区推薦準備会の設置を省略できることとしています。

なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場 合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意くださ い。

開催までの準備

地区推薦準備会(民生委員・児童委員の推薦)、連合地区推薦準備会(主任児童委員の推薦)の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書(指定の様式)」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外 の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書(指定の様式)」を作成 します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会(地区連合町内会)の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録(指定の様式)」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

-会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。 -

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1)「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2)「地区·連合地区推薦準備会会議録」
- (3)「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

	民生委員·児童委員			主任児童委員			合計					
	定数	現員数		定数	現員数		宁	現員数				
	上 数	男	女	計	上 数	男	女	計	定数	男	女	計
計	4,214	886	3,027	3,913	530	22	469	491	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ケ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	96	136	24	0	23	23	171	40	119	159

^{*} 定数は令和6年12月1日現在

へやってみませんか?/ 民生委員·児童委員



あなただからできる



横浜市では、約4,400人の民生委員*が地域を支えています ※主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの?

相談者の声を聞き 福祉サービスにつなぎます



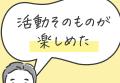
仲間と一緒に 地域のゆるやかなつながりを 育みます





経験者が 感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの



福祉の仕組みに詳しくなれた

人や地域に 貢献できたという 充実感を得られた 仲の良い友達ができた。







Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします! 決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか?



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、 ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365 日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、 できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか?報酬はありますか?



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。 報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか?



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。 児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな?と思ったら

お住まいの地域の自治会町内会長、 または 区役所福祉保健課 (TEL 045- -) へご相談ください。

令和7年1月発行

バトンタッチサポーター(仮称)制度について

令和7年の一斉改選に向けて、<u>新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、</u> 不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、一定期間(12月~3月)、 新任委員が行う相談支援や活動に、前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新 任委員をしっかりとサポートする仕組みを試行的に導入します。

	説明
目的	退任した民生委員・児童委員および主任児童委員が一定期間「サポーター」として活動の助言等を行うことにより、経験やノウハウを新任の民生委員等に引き継ぐことで、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える。(希望地区)
対象者	直近の一斉改選で退任される民生委員および主任児童委員(以下「民生委員等」という) 欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員(退任者)や地区民生委員児童委員協議会会長(退任者)が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可。
活動内容	①現任の民生委員等が受けた相談に対する <u>助言</u> ②担当地域の児童や高齢者等への訪問の <u>同行(引継ぎ)</u> ③関係機関との <u>引継ぎ</u> ④地区民生委員児童委員協議会(以下地区民児協)の運営等に対する <u>サポート</u> ⑤その他、区民生委員児童委員協議会事務局と相談・調整のうえ、認められた活動
期間	一斉改選年の12月1日から翌年3月31日までの4か月間
位置が	健康福祉局長の依頼に基づくボランティア。(活動にあたり、「協力依頼書」と「バトンタッチサポーター証」(携帯用、氏名・公印入)をお渡しします。)
配置基準	退任委員と新任委員の双方の意向が一致し、地区民児協の代表、区民児協の代表の承諾がある場合に、配置が可能。

※今回の取組実施後は、次期改選時(令和10年度)に向けた振り返り等を行うことで、より良い活動支援策へとつなげていきます。